福島県奨学資金
大学等入学一時金について

対象者　福島県内に住所を有する高校生等で
令和3年4月に大学・短大・高専への進学希望者
（専門学校は対象になりません）

貸与額　50万円（一括）



利　子　無利子

貸与までの手続
・選考後、12月に採用内定
・合格通知書のコピー・確約書の提出を受け、採用決定 ➡ 貸与

貸与の時期　入学前の令和3年3月末までに貸与予定
（合格通知書のコピー等の提出が遅れると、4月になる場合があります）

返還方法　大学等卒業後、4年で返還（半年に1回、計8回）
初回返還額　66，000円、 2回目以降返還額　62，000円

特　徴

①大学入学前に貸与を受けることができます
（通常、3月末までに貸与）

②入学後の奨学資金（月額貸与）との併用も可能
（入学一時金のみの貸与も可能です）

③入学後の奨学資金（月額貸与）は県以外のもの、
入学一時金は福島県のものという選択も可能です。
［例：月額貸与は日本学生支援機構、入学一時金は県］
※ただし、他の入学一時金との併用はできません。
└→（日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」等）

④入学後の奨学資金（月額貸与）は、近年募集人員を超える応募があり、資格を満たしていても採用されないケースが出ています。
一方、入学一時金は、募集人員（100名程度）に比較的余裕があります。

ふくしまから
はじめよう。
Future From Fukushima.

問い合わせ先

福島県教育庁高校教育課
TEL　024－521－7775
FAX　024－521－7973
〒960－8688　福島県福島市杉妻町2－16

Web
福島県奨学資金